

【目次】

1. 公益法人運営のワンポイントアドバイス

-----  
1. 公益法人運営のワンポイントアドバイス  
-----

■Web 等を利用した理事会、評議員会の開催に当たっての留意点について

新型コロナウイルス感染症の影響により、役員が一堂に会する事態を避けるため、理事会や評議員会（以下、「理事会等」といいます。）を Web、テレビ、電話などを利用してリモート（遠隔）により開催することを検討し、あるいは既に行っている法人もあるかと思えます。本稿においては、Web 等を利用してリモートにより開催する会議（以下「Web 会議等」という。）に関する留意点について簡単に御紹介します。

Web 会議等については、「公益法人制度等に関するよくある質問 (FAQ)」(以下「FAQ」という。) II-6-②1 において、

「遠方に所在する等の理由により現に理事会の開催場所に赴くことができない理事が当該理事会決議に参加するための方策として、Web 会議、テレビ会議、電話会議などの方法による会議をすることも可能です。」とした上で、

II-6-②2 において、「出席者間の協議と意見交換が自由にでき、相手方の反応がよく分かるようになっている場合、すなわち、各出席者の音声や映像が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできる仕組みになっており、出席者が一堂に会するのと同等の相互に十分な議論を行うことができるという環境であれば、Web 会議、テレビ会議、電話会議などの方法で理事会や評議員会を開催することも許容されると考えられています。」とされています。

なお、そのような方法により開催された理事会等における議決権の行使は、通常の議決権行使にほかならないことから、これに関する特段の定款の定めは不要です。

また、Web 会議等の開催に当たっては、事前に環境の整備をしっかりと行い、運用前のテストをしておくことが大切です。

Web 会議等により理事会等を開催した場合の議事録の作成においては、FAQ II-6-②3 に記載されているとおり、Web 会議システムを用いて理事会等を開催した旨や、適時的確な意見表明が互いにできる仕組みとなっていることが確認されて、議案の審議に入った旨の記述をすることが考えられます。

Web 会議等には、遠隔地にいる理事や監事又は評議員の出席が容易になる等のメリットも

ありますので、以上の点に注意いただき、円滑な法人運営のために御活用ください。

=====  
このメールマガジンは送信専用メールアドレスから配信されています。

◇新規登録・登録解除（配信停止）、バックナンバー参照はこちらから

<https://www.koeki-info.go.jp/other/mailmagazine.html>  
=====

[内閣府 公益法人メールマガジン]

発行：内閣府公益認定等委員会事務局総務課広報担当

〒105-0051 東京都港区虎ノ門 3-5-1 虎ノ門 37 森ビル 12 階

TEL:03-5403-9586

Mail:koueki-seminar.s8h/アットマーク/cao.go.jp

送信の際は「/アットマーク/」を「@」に置き換えてください。

<国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト：公益法人 Information>

<https://www.koeki-info.go.jp/index.html>  
=====

COPYRIGHT(C)2021 Cabinet Office, Government of Japan. ALL RIGHTS RESERVED.

本メールの無断転載を禁止します。